

知多市新庁舎移転委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

知多市新庁舎移転委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的

知多市（以下「発注者」という。）では、新庁舎移転に伴う文書・物品、転用機器類の移転を計画的かつ安全に進めるための移転実施計画の策定、関係者説明及び搬送作業等を委託するため、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行うもの。

(3) 業務の内容

ア 履行場所

(ア) 移転元

- | | |
|----------------|-------------------|
| a 現庁舎（附属棟を含む。） | 愛知県知多市緑町 1 |
| b 市民活動センター | 愛知県知多市緑町 1 2 番地 1 |
| c 市民体育館 | 愛知県知多市緑町 5 |
| d リサイクルプラザ | 愛知県知多市南浜町 2 2 |
| e 南部浄化センター | 愛知県知多市南浜町 2 5 |

(イ) 移転先

新庁舎 愛知県知多市緑町 2 5 番地 1

イ 業務内容

別添「知多市新庁舎移転委託仕様書」のとおり

ウ 提案上限額

4 6, 7 2 0, 0 0 0 円

（令和 8～9 年度債務負担行為限度額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

エ 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 6 月 3 0 日（水）まで

2 参加資格要件

知多市新庁舎移転委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の応募者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 知多市プロポーザル方式実施要領（以下「市要領」という。）第 5 条に定める参加資格を有すること。
- (2) 過去 5 年間の間に本業務と同程度（1 件につき契約金額 3, 0 0 0 万円以上かつ延床面積 5, 0 0 0 m²以上）の国又は地方公共団体の公共施設移転業務の受注実績が 2 件以上あること。
- (3) 統括責任者、作業責任者及び駐在責任者として、(2)の案件に責任者として従事した実績を有する者を専任で配置できること。
- (4) プライバシーマーク又は ISO 2 7 0 0 1 等の情報セキュリティに関する第三者認証を取得していること（契約期間を通じて有効であること。）。
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）に対応できる一般貨物自動車運送事業許可を取得していること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 次の申立てがされていないこと。
 - ア 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 1 8 条又は第 1 9 条の規定による破産手続開始の申立て

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の申立て
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (8) その他、本プロポーザルにおいて不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること（本プロポーザルへの参加に当たり誓約書の提出は求めませんが、参加表明をした者は、上記誓約をしたものとみなします。）。

3 スケジュール等

本業務における事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりとする。

内 容	日にち
実施要領等の公表	令和8年8月18日（火）
参加申出書提出期限	8月28日（金）
質問書提出期限	9月 1日（火）
技術提案書提出依頼	9月 4日（金）頃
質問回答期限	9月 8日（火）
技術提案書提出期限	9月30日（水）
プレゼンテーション実施	10月14日（水）
審査結果通知、結果公表	10月21日（水）頃

(1) 参加申出書の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、期限までに次の「エ 提出物一覧」に指定する資料を提出し、参加申出を行うものとする。

ア 提出期限

8月28日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）

ウ 提出方法

直接持参（閉庁日を除く。）又は郵送（配達記録が残る方法によること。）により、「8 連絡先」へ提出すること。郵送の場合は、提出期限内必着とする。

エ 提出物一覧

(ア) 公募型プロポーザル方式参加申出書（第1号様式）

(イ) 履歴事項全部証明書の写し又は登記簿謄本の写し

※直近3か月以内に発行されたもの

(ウ) 2(2)の受注実績が分かる書類等の写し（契約書等）

(エ) 配置予定の統括責任者、作業責任者及び駐在責任者の指名並びに各責任者が2(3)に規定する実績を有することが確認できる書類等の写し（担当者要件、金額要件、面積要件）

(オ) プライバシーマーク又はISO27001等の情報セキュリティに関する第三者認証を取得していることが確認できる書類等の写し（契約期間を通じて有効であることが確認できること。）

(カ) 貨物自動車運送事業法に対応できる一般貨物自動車運送事業許可を取得していることが確認できる書類の写し

(キ) 国税、地方税を滞納していないことについて、国及び申込者の所在地におけ

- る地方公共団体が証明する書類の写し（直近１年度分）
※直近３か月以内に発行されたもの
- (ク) 法人の事業概要がわかる資料（会社のパンフレット等）
- オ 参加申出書の入手方法
知多市公式ホームページからダウンロード
- (2) 実施要領等に関する質問の受付
- ア 質問の受付
- (ア) 提出期限
９月１日（火）午後５時１５分まで
- (イ) 提出方法
第２号様式を使用し、電子メール（開封確認付き）にて、「８ 連絡先」に提出すること。
なお、電話又は口頭による質疑は受け付けない。
- イ 質問に対する回答
提出期限までに受け付けた質問に対する回答は、参加申出のあった全事業者に令和８年９月８日（火）までに電子メールにて回答する。
なお、回答の公表に当たり質問者名は非公表とし、回答の内容は、実施要領を補完するものとする。
- (3) 提案辞退
参加申出者の参加資格の確認後、「技術提案書提出依頼書（第３号様式）」の送付を受けた者が提案を辞退する場合は、次のとおり入札辞退届を提出すること。
- ア 提出期限
技術提案書の提出期限まで
- イ 提出方法
入札辞退届（知多市建設工事関係等入札者心得書第２号様式）を作成し、直接持参（閉庁日を除く。）又は郵送（配達記録が残る方法によること）により、「８ 連絡先」へ提出すること。郵送の場合は、提出期限内必着とする。
- ウ その他
提案を辞退した場合に、今後市の行う事業等において不利益な取扱いを受けることはない。
- (4) 技術提案書の受付
- ア 提出期限
９月３０日（水）まで
- イ 受付時間
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ウ 提出方法
持参（閉庁日を除く。）又は郵送（配達記録が残る方法によること。）により、「８ 連絡先」へ提出すること。郵送の場合は、提出期限内必着とする。
なお、技術提案書に添付する資料については、「５ 提出書類に関する事項」を確認すること。
- 5 提案書類に関する事項
応募者は、提案に当たり次の書類を作成し、提出すること。
- (1) 提案書類
- ア 技術提案書（９部）
(ア) 第５号様式を表紙に第６号様式から第８号様式までをクリップで綴じること。

なお、第5号様式に記載する応募者番号は、受付時に発注者が記載するため空欄とすること。6(2)のプレゼンテーションは、応募者番号順に行うこととする。

- (イ) 第8号様式は、A3判横方向短辺綴じで作成すること。
- (ウ) 技術提案書には応募者が特定できる内容（ロゴマーク等含む。）を掲載しないこと。

イ 価格提案書及び内訳書（1部）

- (ア) 第9号様式を使用し、提出用封筒に封入して提出すること。
- (イ) 任意様式で内訳書を作成して、同封の上、提出すること。

ウ 電子データの提出

上記、ア及びイについて、提出に合わせて電子データを送付すること。

(2) 提案に関する留意事項

ア 提案書類作成

- (ア) 提出書類は、全て片面印刷とし、文字サイズは、表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- (イ) 提出書類は、カラー・モノクロ印刷を問わないが、写真や図面を含む場合は、カラー印刷とすること。

イ 提案書類の取扱い

- (ア) 提案に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (ウ) 提出期限後の書類の加筆、修正、差し替え及び再提出は認めない。
- (エ) 提出された書類は、応募者の了解がなければ公表できないものとする。ただし、提出書類は、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）に基づく情報公開請求の対象となり、条例第6条に規定する不開示情報を除き、公開する場合がある。

なお、提出書類の著作権は応募者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。

また、プロポーザル資料等に関して、公平性、透明性及び客観性を期するために、応募者の了解を得て、公表する場合がある。

ウ 失格条件

提案書類提出後（事業者選定後を含む。）において、応募者が次のいずれかに該当するときは、失格とし、提出された提案書類は無効となる。

- (ア) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (ウ) 提出書類に不備があったとき又は指示した事項に違反したとき。
- (エ) 選定委員、市職員又は本プロポーザルの関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (オ) 上記(ア)から(エ)までに示すもののほか、本プロポーザルの支障となる行為等が認められたとき。

6 審査

(1) 審査手順

提出された技術提案書等は、知多市が設置する審査委員会（以下「選定委員会」という）において、技術提案書等及びプレゼンテーション、質疑応答の内容により総合的に審査を行い、優先交渉権者を特定する。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日

令和8年10月14日（水） ※詳細は別途通知する

イ 場所

知多市役所 ※詳細は別途通知する

ウ 留意事項

- (ア) 応募者の出席者は3名までとする（出席者3名に加えて、パソコン操作者等として2名までの出席を認めるが、パソコン操作者等の発言は認めない。）
 - (イ) ヒアリングは非公開とする。
 - (ウ) パワーポイント等の画像の投影については、その内容が技術提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に使用を認める。スクリーン及びプロジェクターは発注者が用意するが、その他の機器は各自用意すること。
 - (エ) ヒアリングの順番は、技術提案書の受付順とする。
 - (オ) その他必要な事項は別途通知する。
- (3) 審査結果の公表
発注者は(2)におけるヒアリングを経て、最優秀提案者と次点優秀提案者を選定する。選定結果は、応募者に対して通知するとともに、知多市公式ホームページにて、令和8年10月21日（水）頃に公表する。
- (4) 選定事業者との協議・調整
発注者と最優秀提案者は、知多市新庁舎移転委託仕様書と提案内容をもとに、契約締結に向けた具体的な協議・調整を行う。協議・調整が整わない場合や失格の場合、交渉権は次点優秀提案者に移るものとする。
- (5) 本契約の締結
発注者は、協議・調整の結果を踏まえ、交渉権者と契約を締結する。

7 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

(2)の評価基準及び次の計算式により審査する。

$$\text{評価点} = \text{提案評価点} + \text{価格評価点}$$

評価点は各委員の提案評価点を平均した値に価格評価点を加えて算出し、最も評価点が高い者を優先交渉権者、第2位の者を次点交渉権者とする。評価点が同点となる場合は、価格評価点の高い者を上位とする。

基準点は60点とし、基準点に満たない者は失格とする。

また、評価点が基準点を超える者がいない場合、本件は不調となる。

なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションは実施する。

(2) 評価基準

ア 提案評価点

選定委員会は、提案書類に記載された内容について、次に示す5段階評価により、その評価に応じた提案評価点を算出する。

算出に当たっては、次表の評価項目（配点）ごとに、各委員が個別に評価を行い、その平均点を当該応募者の提案評価点とする。提案評価点は、小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

評価	判断基準
A	優れている
B	やや優れている
C	標準的である
D	やや劣っている
E	劣っている

■提案審査評価項目及び配点表

評価項目	評価の視点	配点
業務実施体制	・本業務の目的に沿った実施方針が示されているか。 ・組織体制や連絡体制が明確に示され、適切に役割が分担されているか。 ・配置される責任者及び担当者は十分な実績・経験を有しているか。	A：10点 B：8点 C：6点 D：4点 E：2点
移転実施計画立案	・移転基本方針及び移転基本計画を十分に理解していると感じられるか。 ・移転実施工程案が示されており、具体的かつ無理のない提案となっているか。 ・移転実施計画策定に向けたポイントが整理され、具体的な検討方針が提案されているか。	A：10点 B：8点 C：6点 D：4点 E：2点
搬送方針	・市民サービスへの影響を抑え、職員負荷を考慮した提案となっているか。 ・事故や物品の紛失、破損、建物の汚損を防ぐための具体的な提案があるか。 ・個人情報や機密情報を含む文書・電子媒体に対し適切なセキュリティ対策を講じる提案となっているか。	A：20点 B：16点 C：12点 D：8点 E：4点
関係者調整方針	・移転実施計画段階、移転作業段階における連絡窓口、関係者調整のポイントが整理され、具体的な対応方針が提案されているか。	A：10点 B：8点 C：6点 D：4点 E：2点
新庁舎開庁後のフォロー体制	・新庁舎開庁後のアフターケア、移転元施設の残存品の集積等について、具体的な方針が提案されているか。	A：10点 B：8点 C：6点 D：4点 E：2点
独自提案	・本業務に当たり応募者が独自に設定する課題があるか。また、その解決策に関する提案は具体的かつ妥当か。	A：10点 B：8点 C：6点 D：4点 E：2点
価格評価	価格提案書における提案金額を評価	30点
合計		100点

イ 価格評価点の計算

価格評価点は、提案価格から、次の式により算出する。価格評価点は、小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{最低提案価格}}{\text{当該応募者の提案価格}} \times 30 \text{ 点}$$

8 連絡先

知多市総務部施設マネジメント課新庁舎整備室

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話：0562-36-2674（直通）

電子メールアドレス：shinchousha@city.chita.lg.jp